

平成 2 5 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 5 年 8 月 2 7 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成25年8月27日(火曜日)  
午前 9時30分 開会 午前11時06分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊藤 秀雄 議員	副委員 長	吉田 けさみ 議員
委 員	阿部 かをる 議員	委 員	待鳥 美光 議員
議 長	菅原 満 議員	副 議 長	栗原 次男 議員
委員外議員	金井 伸夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松本 武洋	副 市 長	大野 健司
企 画 部 長	石田 清	総 務 部 長	山崎 悟
秘書広報課長	大野 久芳		

◇事務局職員

議会事務局長	富澤 勝広	議会事務局次長	本間 修
議事課長補佐	平川 京子	主 事	小林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について  
平成25年和光市議会9月定例会の会期予定等について

特定事件8 その他議会運営に関することについて  
議会報告会について

午前 9時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、次の議会の会期予定等についてと、その他議会運営に関することについてです。

それでは、市長よりあいさつを求められています。

市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成25年9月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

今定例会につきましても、8月29日に開会すべく22日に招集告示をさせていただいたところでございます。今般提出させていただく議案でございますが、報告1件のほか、条例の制定や一部改正、補正予算及び決算の認定など合計19議案の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 市長は公務のため、これにて退席されます。

〔市長退席〕

○齊藤秀雄委員長 提出議案について、提出議案は報告1件、議案18件です。

提出議案の説明を総務部長、お願いいたします。

総務部長。

○山崎総務部長 おはようございます。

それでは、本会議に提出する報告及び議案について順次説明いたします。

初めに、報告第3号、平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について説明いたします。

平成24年度決算の確定に伴い、当該決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、議案第49号、職員の給料の特例に関する条例を定めることについて説明いたします。

国から国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を行う要請を受けたことを踏まえて、職員の給料を減額して支給するため、新たに条例を定めるものであります。減額内容については、平成25年9月1日から平成26年1月31日までの間、職員の給料を職務給の区分に応じて4.77%から9.53%までの減額率で減額して支給するものであります。

この措置による影響額は、総額で4,303万1,000円の減額が見込まれ、職員1人当たりの平均

減額は10万7,000円で、一月当たりの平均減額は2万1,000円となります。

次に、議案第50号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、議案第51号、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて及び議案第52号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、関連がございますので一括して説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことなどに伴い、平成25年6月定例会で専決処分の承認及び議決をいただいたもの以外について、所要の改正を行うものでございます。これらにつきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

次に、議案第53号、和光市介護保険条例及び和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

地方税法の改正において、地方税の延滞金の利率が引き下げられたことに伴い、介護保険及び後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の割合の特例について見直しを行い、延滞金の利率を引き下げるものであります。

次に、議案第54号、平成25年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ7億3,548万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ223億1,440万8,000円とするものでございます。

初めに、主な歳出について説明いたします。

総務費では、徴税費において収納課に防犯カメラ及び通話録音装置を設置する費用などを計上し、戸籍住民基本台帳費において一般旅券の申請受理・交付に関する業務の開始に伴う費用などを計上し、自治振興費において埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を活用し、異業種、世代間交流の拠点となるまちづくりコミュニティカフェの運営費を計上しております。

民生費では、障害者の就労支援体制強化のための費用、平常時からの避難支援情報伝達体制を整備する費用及び高齢者支援住宅補助金の増額などを計上するとともに、国民健康保険特別会計のその他繰出金を減額し、児童福祉費において、児童手当及びこども手当の返還金、ほんちよう保育園の給水加圧ポンプの修繕費を計上しております。

農林水産業費では、和光産農産物を市の内外に広くPRする費用を計上しております。

商工費では、市のイメージキャラクターである「わこうっち」等を活用したシティプロモーションを実施する費用、食の安全に関する取り組み及び消費者被害をもたらす悪質な電話への対策に関する費用を計上しております。

土木費では、道路橋りょう費において物件移転補償金の増額などを計上し、都市計画費において都市基盤整備基金積立金を増額し、下水道事業特別会計繰出金を減額し、アーバンアクア公園整備工事費を減額する一方、全体計画の設計、施工監理等の業務費用を計上しております。

消防費では、デジタル無線整備の費用及び外環桁下への防災倉庫設置関係費用を計上しております。

教育費では、教育総務費において学校建設基金積立金の増額などを計上するとともに、小学校費において給水管布設替え工事費を計上し、小学校建設用地取得に係る費用を増額し、理科観察実験アシスタントを配置する費用を計上しております。

諸支出金では、財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金及び和光市まちづくり寄附条例に基づく寄附金を基金に積み立てるため増額しております。また、事業の執行状況に鑑み、予算残額の見込まれるものについては、それぞれ減額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

地方特例交付金では、今年度の交付金の確定に伴い、減収補てん特例交付金を増額しております。

地方交付税では、今年度の交付税の決定に伴い減額しております。

国庫支出金では、国庫補助金で社会資本整備総合交付金及び理科教育設備整備費等補助金を計上しております。

県支出金では、県補助金で埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業費補助金を計上し、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金及び埼玉県消費者行政活性化補助金を増額しております。

寄附金では、和光市まちづくり寄附条例寄附金を増額し、繰入金では前年度介護保険特別会計収支精算金繰入金を計上しております。

繰越金では、前年度の実質収支額が当初予算額を7億1,968万1,000円上回ったことから、これを増額しております。

市債では、土木債において起債区分及び起債対象事業費の変更により、各区画整理組合活動支援事業債に係る市債額を増額または減額し、消防債において市債額を増額し、消防団無線デジタル化事業債及び小学校建設用地取得事業債を追加計上しております。

また、臨時財政対策債が当初見込額を3億8,112万3,000円下回ったことから、これを減額しております。臨時財政対策債の減額に関しては、既存の起債事業の見直し及び新たな建設事業債の転換により、財政確保の対応を図っております。

なお、歳入歳出調整後の歳入超過1億2,210万1,000円については、今後の財政需要と後年度の財源調整のため、財政調整基金に積み立てるものといたします。

次に、議案第55号、平成25年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億144万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,304万6,000円とするものでございます。

主な歳出につきましては、国保経理システムに関する費用を追加し、高齢者医療に係る各拠出金の確定に伴う精算をするほか、国民健康保険保険給付費等支払基金に2億5,427万3,000円を積み立て、諸支出金では前年度の国庫負担金の確定超過交付分の返還金を追加するものであります。

主な歳入につきましては、その他一般会計繰入金を減額し、繰越金として前年度歳計剰余金を追加するものでございます。

次に、議案第56号、平成25年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,990万4,000円とするものです。

歳入については、平成25年4月及び5月の保険料等徴収分が、平成24年度歳計剰余金として確定したことに伴い、繰越金の歳計剰余金として増額するものであります。

歳出については、歳入予算に連動する形で、平成25年4月及び5月の保険料等徴収額の確定に伴い、後期高齢者広域連合納付金の保険料負担金を増額するものであります。

次に、議案第57号、平成25年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,194万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,630万4,000円とするものであります。

主な歳出については、要介護認定審査に伴う訪問調査委託件数が、上半期の実績から当初の推計値を上回ることが見込まれるため、認定調査業務の訪問調査委託料206万円を増額しております。

また、平成24年度の実質収支額から平成24年度分の国庫負担金等の返還金を控除した額を、介護給付費準備基金積立として積み立てるため、4,142万6,000円を増額しております。

さらに、諸支出金においては、平成24年度の介護給付費及び地域支援事業費が確定したことに伴う国・県等への負担金及び交付金の返還、並びに平成24年度市町村介護予防強化推進事業費補助金の精算による返還により、償還金を2,096万8,000円増額し、同じく介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う一般会計の繰出金1,749万5,000円を増額しております。

次に、歳入につきましては、平成24年度の介護給付費等に係る追加交付分と歳出予算に連動する形で繰入金等の増額補正を行うものであります。

次に、議案第58号、平成25年度埼玉県和光市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,324万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,485万8,000円とするものであります。

歳出については、埼玉県が推進する緊急輸送道路公共下水道マンホール耐震化促進事業に伴う設計業務委託料と工事請負費を増額しております。

歳入については、同事業の財源として、国の社会資本整備総合交付金及び県の緊急輸送道路公共下水道マンホール耐震化促進事業補助金を新規に計上しております。

あわせて、平成24年度決算が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金について増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第59号、平成25年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ234万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,495万8,000円とするものであります。

歳出については、事業の進捗に伴い、関係権利者との交渉や建物移転補償調査の実施により、時間外勤務が増加することから、超過勤務手当を増額し、また事業の円滑かつ効率的な建物移転を推進するための非常勤特別職として、補償業務専門員を新たに設置するため、報酬等を186万9,000円増額するものであります。

歳入については、歳出に合わせて一般会計繰入金234万8,000円を増額するものであります。

次に、議案第60号、平成25年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定予算第3条に定める収益的収入に変更はありませんが、収益的支出の営業費用を1,511万2,000円、営業外費用を887万2,000円をそれぞれ増額し、収益的支出の総額を12億6,218万4,000円とするものであります。

また、既定予算第4条に定める資本的収入に変更はありませんが、資本的支出の建設改良費を2億1,105万5,000円減額し、資本的支出の総額を3億3,072万7,000円とするものであります。

次に、議案第61号、平成24年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号、平成24年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号、平成24年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号、平成24年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号、平成24年度埼玉県和光市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案について一括して説明いたします。

それぞれの議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

初めに、議案第61号、平成24年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額235億3,436万7,685円、歳出総額221億8,171万8,373円となり、前年度と比較して、歳入については2億7,560万8,252円、1.2%の増加となり、歳出総額は4,773万2,714円、0.2%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は13億5,264万9,312円で、翌年度に繰り越すべき財源として、1億3,296万8,000円を控除しますと、実質収支額は12億1,968万1,312円、前年度と比較して1億8,736万3,438円の増加となっております。

次に、議案第62号、平成24年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額73億4,522万3,837円、歳出総額68億4,377万7,261円となり、

前年度と比較して、歳入については4億8,209万1,910円、7.0%の増加となり、歳出については4億1,900万1,987円、6.5%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は5億144万6,576円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は5億144万6,576円となり、前年度と比較して6,308万9,923円の増加となっております。

次に、議案第63号、平成24年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額5億2,726万1,696円、歳出総額5億2,525万5,686円となり、前年度と比較して、歳入については4,905万7,090円、10.3%の増加となり、歳出については4,788万6,337円、10.0%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は200万6,010円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は200万6,010円、前年度と比較して117万753円の増加となっております。

次に、議案第64号、平成24年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額27億9,610万152円、歳出総額27億1,814万9,533円となり、前年度と比較して、歳入については1億3,610万4,361円、5.1%の増加となり、歳出については、1億2,640万5,570円、4.9%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は7,795万619円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7,795万619円となり、前年度と比較して969万8,791円の増加となっております。

次に、議案第65号、平成24年度埼玉県和光市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額12億332万3,619円、歳出総額11億5,573万9,654円となり、前年度と比較して、歳入については1億1,381万8,539円、10.4%の増加となり、歳出については3,799万3,089円、3.4%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は4,758万3,965円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は4,758万3,965円となり、前年度と比較して7,582万5,450円の増加となっております。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績は、別冊の報告書のとおりでございます。

次に、議案第66号、平成24年度埼玉県和光市水道事業決算の認定について説明いたします。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

収益的収入及び支出では、収入決算額は12億4,458万9,681円で、前年度より4,591万8,927円の増額となり、支出決算額については11億9,285万9,978円で、前年度より4,391万5,821円の減額となっております。

資本的収入及び支出では、収入決算額は2,267万3,256円で、前年度より1,544万9,781円の増額となり、支出決算額については3億3,345万1,492円で、前年度より260万3,999円の減額となっております。平成24年度の経営実績をあらわす水道事業損益計算書では、営業利益は6,317万7,134円、経常利益は5,161万1,542円となっており、当年度は3,807万141円の純利益となっております。

先ほど税条例の関係で幾つか非常にわかりにくい点がございますので、簡単に説明させていただきます。

議案第50号をお開きいただきたいと思います。その後ろに議案第50号資料という形で、今回の税条例の改正について簡単に記してはございますので、これについて再度かいつまんで説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回の改正点で、市税全般といたしましては、まず1つ目が、行政手続条例の適用除外規定の見直しということで、今まで行政手続条例の中の規定は、税については除外されておりました。今回、和光市行政手続条例の第2章第8条の理由の提示、それと第3章第14条の不利益処分理由の提示ということで、具体的には、例えば減免申請した場合に対する処分をした場合、減免を受け付けませんといった場合には、それについてきちんと理由を提示しなさいとか、また逆に差し押さえ等の不利益処分についても、それについてきちんとした理由を提示する義務化が行われるものです。和光市では、もともとここについては既に実施しております。

続きまして、延滞金の利率の改正でございますが、もともと税法の中では、一カ月目までは7.3%、それと一カ月を超えた分については14.6%で、その間に何度か改正はありましたが、今回は銀行における新規の短期の貸出約定平均金利というのがございまして、最終的には大臣が告示する割合なんですけど、こういうものを鑑みまして、まず一カ月目までについては3%、一カ月を超えた部分については9.3%ということについては前々年度からのものを用いてきますので、そのときによってパーセンテージは変わりますが、現在の来年度の施行のときには一応一カ月目までは3%と、一カ月を超えて遅れたところについては9.3%という割合になっております。

次に、地方公共団体の寄附金の制度の見直しということでございますが、これは国で復興特別所得税率というのを設けておりまして、これが加わることによって、所得税の控除の割合がふえ、住民税の割合が減ったということで、例えば5万円を寄附した方がいますと、一般的には国は9,600円なんですけれども、それが国は9,800円控除すると、そのかわり市の控除は200円分減りますということで、相殺されるものですから、直接減額される方については変化はないということでございます。

それと、公的年金からの特別徴収制度の見直しでございますが、これは公的年金の年金のシステムの改正が行われるということで、今までは特別徴収された方が市外に転出したとき、新しいところでは、普通徴収に一回切りかわってしまうというシステムがありましたが、そのまま継続して特別徴収を継続できることがまず1点ございます。

もう一点につきましては、年金の場合は仮徴収と本徴収というのがございます。仮徴収については、4月、6月、8月でございます。それで本徴収が、10月、12月、2月でございます。仮徴収については、今までは前年度の本徴収の3分の1を次の年の仮徴収としていただくお金になっていました。

例えば、6万円の方ですと、納期が6回ございますから、1万円、1万円、1万円で6回分で、それを前期と後期で分けていたんですけども、例えば後期のときに、医療費の還付控除とかを行った人が6万円の年税額が3万幾らになったりすると、それをもとに今度翌年の仮の徴収をつくるものですから、仮徴収のときに額がぐっと落ちるということになります。また本徴収に戻ると額がぐっと上がるので、そこを平準化するための今回の見直しが行われたということです。毎月の負担が大きくならないようにということで、本徴収と仮徴収の部分の前年度の割合の持っていくかたを変えたものでございます。

続きまして、公益法人に係る市民税の課税の特例では、非課税特例の対象となっている寄附財産を有する公益法人等ということで、例えば幼稚園とか保育園を設置しているものでございます。この方たちが、今度は新たに他の公益法人等に幼保連携の認定こども園であったり、幼稚園または保育園の設置をしようとしたものに贈与する場合、引き続き寄附財産の贈与に関する届け出をした場合は、非課税の特例を継続適用するというものでございます。

次に、個人市民税の住宅借入金等特別控除の改正でございますが、さらにローン控除の対象期限を、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの4年間延長とするものでございます。これによって消費税の関係がございまして、消費税が8%または10%に上がった場合については、現在の住宅を取得した場合の控除限度額を、所得税の今は課税総所得の金額の3%までということになっていますが、これを上げまして、市民税の場合は4.2%まで控除できる範囲の額ということを定めたもので、拡大したということでございます。ですから、延長の拡大と控除できる金額との拡大があるということでございます。

続きまして、金融所得課税の一本化でございますが、これは非常に複雑でございまして、今は金融所得の課税については、株式グループと債権グループに分かれて、株式については分離課税を行っています。その株式の中には、上場と非上場がございまして、それを一つのくくりとして分離課税を行っています。それで債権の公社債とか、そういう関係については、他の所得と合算して総合課税を行っています。これを、あと非課税の部分もございまして、すべて課税ということで、すべて分離課税で行うということです。そのグループ分けをするということで、特定公社債等及び上場の株式を一つのグループ、一般公社債等と非上場株式に係る譲渡を一つのグループと、グループ分けをした中で、非課税がなくなってすべてを分離課税で行うということでございます。そのかわり、それぞれの損益については相殺できるということになったものでございます。

続きまして、東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限ということで、これにつきましては、既に今まで居住財産の関係については3年だったのですが、これを7年に

今現在適用されているわけですが、新たに今回は、家屋の所有者が死亡した後においては、その家屋に同居していた相続人をその対象に加えるということで、相続にも引き続き特例を受けられるということでございます。

それと、東日本大震災に係る住宅の借入金等の特別控除の関係ということでございますが、これにつきましても、消費税引き上げに伴い、一時的な負担の平準化ということもございまして、再取得または増改築をして、平成26年4月から平成29年12月までの間に、居住の用に供した場合は、現在3%のところを、控除額限度を4.2%にするということでございます。

あと、都市計画条例につきましては、行政手続条例の適用の除外ということで同じでございます。

○齊藤秀雄委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 10時02分 休憩）

再開します。（午前 10時13分 再開）

次に、議案の先議について、初めに報告第3号は、議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告をとらず、開会日に行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第49号から議案第53号までは委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第61号から議案第66号の各会計決算は、各常任委員会に付託したいと思います。なお、総括質疑及び委員長報告に対する質疑については、先例により行わないことにしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしということで、それでは、そのようにいたします。

次に、陳情について、陳情1件を受理しています。

副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定します。

次に、陳情に関連し、会議規則第145条に適合しないものについて、議長から報告をお願いいたします。

議長。

○菅原満議長 8月2日の受け付けになっております「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」、同じく8月2日受け付けの「母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望」の2件について、和光市政への関連が薄く、外交問題の要素が濃いため、和光市議会における陳情としてはなじまないこと、また8月5日受け付けの「地球社会建設決議に関する陳情書」も、和光市政への関連が薄く、和光市議会における陳情としてなじまないと議長判断をいたしましたので、議員配付のみという扱いをさせていただきたいと思いますが、これについて確認をお願いいたします。

また、陳情の取り扱いについては、詳細な内容に改めましてホームページに掲載をしております。よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から報告がありました文書の取り扱いについて、意見を求めます。

御意見ございますか。

休憩します。（午前 10時20分 休憩）

再開します。（午前 10時22分 再開）

それでは、文書の扱いについては、議長からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは3件の文書については、なじまないということで、議長判断により陳情の扱いはせず、議員配付のみと、そのようにさせていただきます。

それでは次に、一般質問について、通告者は14人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、会期について、会期は23日間とし、常任委員会を5日、一般質問を4日としたいと思います。

なお、8月30日金曜日及び9月2日月曜日、3日火曜日を調査休会、19日木曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、9月2日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、各会派から提出されております意見書案の取り扱いについてです。

新しい風から1件、公明党から1件、日本共産党から3件、意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、9月4日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

また、調整が整った場合は、9月17日火曜日の本会議終了後に委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

意見書に関して議長から報告があります。

議長。

○菅原満議長 議長宛てに意見書提出を依頼する旨の文書が届いております。

全国森林環境税創設促進議員連盟から「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について」と、全国市議会議長会から「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」の2件が届いております。

今回の議会運営委員会では和光市議会としての対応について意見をいただきたいので、各会派で取り扱いについて御協議をしていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 ただいま、議長から報告がありました件につきまして、各会派で協議をいただき、次回の議運で、各会派から提出された意見書と同様に取り扱い、調整したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

次に、職員の給料の特例に関する条例案の提出に関連して、議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 職員の給料の特例に関する条例案が提出されることとなっております。

先ほど条例案の採決を開会日に行うこととしたわけではありますが、その動向等も踏まえて、和光市議会として議員報酬における対応についていかがするか、次回の議運で協議していただきたいので、各会派において御協議をお願いをしたいということでございます。

○齊藤秀雄委員長 ただいま、議長からの発言について、各会派で協議していただき、次回の議運で意見を伺い、協議することでいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定させていただきます。

次に、決算審査について確認します。

まず、基本的には、市長への質問事項や指摘事項は委員会ごとに決定し、市長への質問は、委員会において審査を尽くしても疑義が生じた場合、指摘事項は審査に触れ、かつ市長への質問を経たもので、今後の予算編成や執行について特に留意することを求めるものと前回までの議運で決定しております。

また、市長への質問事項があった場合の回答は、1つの質問につき1回の回答で完結となりますので、御承知おきください。

万が一、指摘事項が生じることとなった場合は、内容によっては両常任委員会と調整する必要があります。

その際は、正副議長と各正副常任委員長で調整することを御承知おきください。各常任委員会においても、御周知いただき、委員からの一任をいただいでください。

平成23年度各会計決算に係る総務環境常任委員会及び文教厚生常任委員会の指摘事項の改善策に関して、議長から発言があります。

議長。

**○菅原満議長** 昨年度まで配付しておりました「各会計決算に係る総務環境常任委員会及び文教厚生常任委員会の指摘事項の改善策の結果報告」については、委員会の質疑の中で、その結果を確認していただきたいということです。予算及び決算審査を分割付託としたことから、平成23年度の結果報告はいただいでおりません。既に報告されております指摘事項の改善策を、再度委員会冒頭で配付させていただきますので、その点を確認いただきながら委員会質疑をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○齊藤秀雄委員長** ただいま、議長から報告がありました件につきましては、よろしいでしょうか。

休憩します。（午前 10時29分 休憩）

再開します。（午前 10時34分 再開）

議長。

**○菅原満議長** 平成23年度の各会計決算に係る総務環境常任委員会及び文教厚生常任委員会からの指摘事項の改善策の結果報告についてでありますけれども、先ほど漏らして申しわけございませんでしたが、6月議会の中で決算の方向性を、この議会運営委員会で決定していただいた後、事務的には、こちらから結果についての報告を求める流れになっておりましたが、私のミスで、指示を漏らしておりましたので、結果がいただけなかったということで、大変申しわけございませんでした。おわびいたします。そういう事情もありますので、結果については、委員会の中で十分審査を尽くしていただきたいということでございます。大変申しわけありませんが、各委員会の委員長には御迷惑をかけますが、よろしく願いいたします。

**○齊藤秀雄委員長** それでは、決算審査についての確認はよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのように決定します。

次に、朝霞地区一部事務組合議会議員の選挙についてです。

栗原次男議員が8月28日付で一身上の都合により、朝霞地区一部事務組合議会議員を辞任する意向であることが確認され、これにより1名が欠員となりますので、選挙を行います。選挙の方法については、指名推選とし、同会派から田上安男議員を指名推選したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

なお、この朝霞地区一部事務組合議会議員の選挙については、開会日の議案に対する採決の後に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしということで、決定させていただきます。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてです。議長から発言があります。議長。

○菅原満議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員において、市長選出議員に1名、市議会議員選出議員に3名の欠員が生じておりますので、同連合規約に基づく選挙を実施することです。

それぞれの区分において候補者の数が選挙すべき議員数を超えた場合には、今定例会の閉会日に選挙を実施することとなりますので御了承をお願いいたします。

候補者数の結果は確定次第、主管課を経由して通知されますので、選挙の有無は確定次第、皆さんに報告をさせていただきます。

なお、告示日は8月8日。候補者届出受付期間は8月29日から9月4日となっております。

議会で選挙するのは、市議会議員選出議員のほうとなります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 ただいま、議長から発言がありました件は、御了承いただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、選挙の有無については、結果がわかり次第、報告のほどお願いいたします。

それでは、次に進みます。

議会報告会についてです。過日行いました全員協議会で配付されました報告会開催要領案について、各会派における意見を伺います。

阿部委員。

○阿部かをる委員 おおむねこの案でいいと思います。

ただ、6の役割分担の中で、(6)のオのパソコン操作・資料の取りまとめということで、

この担当者の役割が横線棒になっているんですけれども、各常任委員会が作成した資料を一本に取りまとめ、正副議長及び各常任委員長等と調整したものをリハーサルで確認し云々となっております。

この資料の作成についてですけれども、担当者というか、決算審査の中で両常任委員会で、ここの間は誰それがと役割分担を決めて資料は提出するわけなんです、そのメンバーによって、資料の提出の仕方が結構ばらばらになっていることが今まであったかと思うのです。皆さんで意見を言ったときに、この数字の表記の仕方とか、表のつくり方とか、質問事項、質問答弁と説明の量の多さとか、結構そういったところで差があったかと思うのです。できましたらば、できるだけ事務局に負担をかけない、議長に負担をかけないということで、各担当者が責任を持ってやるということが、この案には書かれているのかなと思って理解するところなんです。ここのパソコン操作・資料の取りまとめの担当者も、やはりある程度資料の出し方を、できる範囲内で、統一的なものをそれぞれがつくって提出すれば負担が重くならなくてやりやすいのではないかなと、それがどこまでまとめられるかというのはわからないんですけれども、パターンをある程度まで統一したものにして、資料を提供してもらうという方向を練っていたらと思います。

○齊藤秀雄委員長 今のは貴重な意見だと思うんです。フォームの統一化とか、数字の表記の統一化とか、要は資料を実際オーバーヘッドプロジェクターでやった場合、委員会ごとに表現が違うことは芳しくないと思いますので、その辺は議長また各委員長と整合させながらつくり上げていけばよろしいかと思しますので、その意見は尊重してください。

ほかに、御意見ございますか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 今のところを練ってもらいたいです。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 今の御意見をいただいて、統一したフォームで最初から作成したほうがいいというのは当然です。基本的には、前回の予算の報告会で数字を統一したり、質問、答弁の流れを統一しておりますので、あれを基本的には踏襲していただきたいと思います。決算額ですとか、あるいは質問答弁の分量、またスライドにする方式ですとか、予算の報告をベースとして、各委員会で報告をつくる担当になった方はそれをベースにつくって、報告を取りまとめる議員に渡していただくことを徹底したほうがいいのかなという気がいたします。

○齊藤秀雄委員長 それでは、開催要領案につきましては、以上のとおりとさせていただきます。

次に、開催要領にある役割分担を決定する必要があります。既に各会派で役割分担されていれば、この場で確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

休憩します。（午前 10時44分 休憩）

再開します。（午前 10時50分 再開）

役割分担に関しましては、各委員会において協議をいただき、基本的には今の計画ですと9月17日火曜日、意見書の取り扱いの後の議運で役割分担を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

再度、報告会関係の日程を確認します。

休憩します。(午前 10時51分 休憩)

再開します。(午前 10時52分 再開)

各委員会がパソコン操作・資料の取りまとめ担当への資料原稿の提出日は、10月3日木曜日17時まで。また、リハーサルは10月18日金曜日10時から全員協議会室となります。よろしく願いいたします。

次に、議運等の日程についてです。

休憩します。(午前 10時52分 休憩)

再開します。(午前 10時58分 再開)

次回以降の議会運営委員会の日程については、意見書案の調整として、9月4日水曜日、本会議終了後。意見書案が整った場合の確認として、9月17日火曜日、本会議終了後に行います。

また、市議会だより編集事前打ち合わせの1回目を9月20日金曜日、本会議終了後に行います。事前打ち合わせの2回目を10月10日13時30分より行います。市議会だよりを議題とした議運は10月17日木曜日午後3時より開催しますので、日程確認と時間の間違いのないようお願いいたします。

議長。

○菅原満議長 1点だけ、先ほど委員長から確認をしていただいておりますけれども、各常任委員会でも、開会冒頭改めて確認をしていただくこととなりますが、市長への質問事項や指摘事項は委員会ごとに決定し、市長への質問は委員会において審査を尽くしても疑義が生じた場合、指摘事項は審査に触れ、かつ市長への質問を経たもので、今後の予算編成や執行について、特に留意することを求めるものと、前回までの議運で決定しておりますので、この辺を各会派で御周知のほどお願いをいたします。

なお、この点については、委員会開会冒頭で改めて、先ほどの平成23年度の改善策の配付とあわせて、各委員長へは、私からもお話を申し上げますことといたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、もう一つだけ追加がございます。

休憩します。(午前 11時01分 休憩)

再開します。(午前 11時05分 再開)

先ほどの、議会報告会の件で確認です。

開催要領について、受付担当が作成するものとして式次第とアンケート用紙があります。担当者は案を作成次第、事務局へ提出していただきますよう、よろしく願いいたします。また

議運で内容を確認しますので、あらかじめ御承知おきください。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

以上で本日の議会運営委員会の協議案件は、すべて終了しました。

これにて、議会運営委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時06分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄